

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年三月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月二十三日

埼玉県飯能県土整備事務所長 鈴木 水 弘

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四百七号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>日高市大字森戸新田字松林一三五 番一地从り同市大字森戸新田字 内久保九六番一地从りまで</p>		<p>区 間</p>
<p>二五・〇〇〃 四二・二二〇</p>	<p>十五・〇〇〃 四二・二二〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>二八二・二八</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>令和三年二月二日付け埼玉県飯能県土 整備事務所長告示第五号の変更</p>		<p>備 考</p>